

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第15回）

平成22年8月5日（木）

午後1時30分～4時30分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

○座長

いつもこの会議に来てと思いますが、2年前までやっていた国際人権規約の委員会、委員は18名ですが、国によっては、日本も含めて、その制度を報告する側がそれよりも人数が多い。今日は委員が4名ですので、ほぼ5倍近い方が回答のためにおいでいただいている。それだけ責任は重いんですが、ここで言ういろいろな討議あるいは我々のコメントというものは、これだけたくさんおられる府のシステムを通して、よりよく実現されることを願っています。

今年の夏はめちゃくちゃ暑くて、その前はめちゃくちゃ雨が降って、どうも最近では極端から極端に物事が変わる。だけどよく考えたら、結局、全部人間が原因をつくっていることで、人権は人間が頑張らないとどこへ行くかわからないということです。

また、今日は「明日の京都」、未来のビジョンの話が出ていますけれども、そこでも我々は何回か人権というものの、概念はそのまま入っているのですが、言葉として「人権」を入れてほしいと述べてきた。その結果を含めて報告いただけるものと期待しています。

それでは、資料の説明をお願いします。

○事務局

それでは、まず府民生活部の人権啓発推進室が所管している事業について、説明します。

資料1-1、人権教育・啓発事業実施状況の研修事業以外から順を追って説明します。

33ページをお願いします。

人権啓発推進室、所掌しておりますのは人権啓発の総合企画及び調整です。

推進に当たりましては、さまざまな職場や地域、こういう幅広いところへの啓発、また、若者層ですとか人権問題に関心の高い層ですとか、いろいろな層についての啓発をやっていこうということで、マスメディアを通じたり、大学あるいはNPO、市町村との連携を進めながら、人権啓発に取り組んでいます。

具体的な事業について、35ページになります。マスコミ関係の取組について最初に少し並べていま

す。

このあと各部局から、いろいろ報告がありますので、簡潔に説明しますが、まず新聞の意見広告、今回、資料につけておられますのが、今年の8月です。資料の中に書いておられますのは、昨年度の実績ということで、5月にハンセン病の関係、8月にユニバーサルデザイン、12月に犯罪被害者、3月には公正採用ということで新聞の意見広告を出すとともに、それをパネル化して啓発に活用しました。

同じ新聞ですが、12月の人権週間に人権ロコミ情報というのを10回にわたって連載をして、さらにその連載内容を「人権ロコミ講座」という小冊子にまとめて、2次的に活用をしているところで、結構好評になっており、非常にいいという御意見をいただいています。

それから、36ページ、ラジオの関係です。

まず、AM放送ですが、京都人権情報ということで、前年度、1月8日から3月26日まで、12回にわたって人権についての放送をしています。さらに、その放送日の次の日に再放送という形で、少し時間帯も変えているんな層の人に聞いていただくことを考えて放送しました。なかなかAM放送というのは反応がつかみにくいのですが、前年度、この12回放送した分の中では、結構、意見をいただいたということもあり、放送日や放送時間についてはある程度工夫をすることが必要だと考えています。

FM放送「Voice To You」ですが、これは若者向けに、特に、音楽を通じて啓発を進めていくということで、毎週木曜日、52回放送をしました。こちらリスナーからの放送を聞いた感想メッセージが届いています。

さらに、地域メディア、三条ラジオカフェでは、テーマを絞って、放送をしています。

次に、フェスティバル関係の内容について御説明をしますが、38ページをお願いします。

MO' Cool FESTA' 09、7月16日、祇園祭の宵山になりますが、これはFM京都が開催しているイベントにブース出展して、若者を中心に人権メッセージを集めました。200枚のメッセージカードを準備しておりましたが、ちょうどその200人すべてメッセージをいただきました。それをボードに張って、来場者にも見ていただく、そういう取組をしています。

39ページですが、人権強調月間の街頭啓発とあわせてですが、8月3日に京都駅ビルの室町小路広場で高校生の吹奏楽部による演奏を行いました。親御さんが中心でしたが、多くの方が集まりました。街頭啓発とあわせて実施したということで、相乗効果もあったのではないかと考えています。

ひゅうまんシネマフェスタは子ども向けの映画で、家族で見ていただいて人権について考えいただくということで実施をしたものです。

40ページ、10月17日に京都ヒューマンフェスタ2009、それから11月から2月の間に市町村連携フェスティバルということで、宮津市、長岡京市、大山崎町、向日市、福知山市で実施しました。

資料43ページの若者向け人権啓発手法の提案ということで、京都府人権啓発学生サポーター会議というのを新しく21年度に創設して、学生たちが若者への効果的な啓発手法、これを提案していただくということで、三つの取組についての提案がありましたが、そのうちの一つ、音楽を通じた啓発、これを今年度、具体化しようということで、8月2日、京都駅ビル、それからポルタを活用して、ステージと、それからブースです。特にステージ上では、ミュージシャンからトークショーの中で人権について語ってもらいました。ブースにおいては、国際人権ブースでは、エコキャップを集めてワクチンを送る取組や、国内人権ブースでは、デートDVについて若い世代の人によく知ってもらおうと取組みました。

さらに、3行レターということで、身近な人への思いやりの言葉を書いてもらうコーナー、さらには妊婦体験、それから高齢者体験、このブースで、ステージとそれから各ブースでそういった若者への啓発というのをやったということ。まだ今週の初めのことですので、詳細なデータはまとまってませんが、非常に多くの方に来ていただきましたし、また、今後の学生サポーターについては引き続き考えていきたいと思っています。

もう一つの資料1-2、人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）の36ページ、人権啓発指導者養成研修会を開催しました。前期、後期に分けて開催をしましたが、前期が8月、3日間のどれかに参加いただくという形。アドベンチャーカウンセリングという内容で、ワークショップ形式の研修をしました。後期としては、今年1月21、22日に講義形式で行いました。内容については、四つの講座を開催しています。「性の多様性」、「魚の目・鳥の目・虫の目」、「ハンセン病」、「格差社会」ということで、それぞれ専門の方に講演をいただいて、府の職員、あるいはまた市町村の職員、関係団体の職員を合わせ、348名の参加がありました。

37ページになりますが、こちらのほうは、京都府内の相談機関等の担当職員を対象にした研修会です。これも府の相談機関の関係担当職員のほかに、国、市町村も含めて58名が参加しました。内容については、「京都いのちの電話」の事務局長の講演です。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

コメントは後でまとめてさせていただきますので、次、教育委員会からお願いします。

○事務局

教育委員会の人権教育室です。よろしくお願ひします。

教育委員会関係ですが、お手元の資料の77ページをご覧ください。

所掌事務としては、学校教育と社会教育となっていますが、教育委員会においては、新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえ、毎年度、指導重点と人権教育を推進するためにを策定し、その中で学校教育、社会教育において人権教育を推進する基本的な考え方を示しながら、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進していくこととしています。

具体的な事業について説明します。資料の79ページをご覧ください。

人権教育の資料作成についてですが、人権教育指導資料と人権教育進路保障資料の二つの事業からなっています。

上段の人権教育指導資料は、5カ年計画で、17年度から児童・生徒の発達段階に応じた人権学習資料集を作成しており、21年度、高等学校編を作成したところです。

下段の人権教育進路保障資料作成については、援護制度一覧を作成しており、経済的な理由で児童・生徒が希望進路を断念することがないように、府とか市町村が実施している事業を掲載しています。

なお、本懇話会の委員の先生方からも意見をいただき、平成19年度からは、外国人の児童・生徒の就学保障の観点から、英語、中国語、韓国・朝鮮語版に翻訳したものをホームページに掲載しています。

資料の80ページ、81ページですが、これについては人権教育の研究指定事業ということで、一つは研究指定校事業と、もう一つは総合推進の地域事業という2種類からなっています。

研究指定事業については、平成20、21年度の2年間、府立の城陽高等学校において「全校体制で取り組む人権教育」を研究主題として取り組んでまいりました。また、総合推進地域事業については、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図るもので、21年度から亀岡市の詳徳中学校区内で取り組まれています。

資料の82ページです。

トータルアドバイスセンター設置事業ということで、これは不登校やいじめなど学校教育に関することや、子育てやしつけなど家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く子どもやその保護者等に対して、電話、来所、巡回による相談を実施しておるものです。

なお、電話相談については、平成19年1月から24時間に拡充するとともに、7月からはメールによる相談も実施しています。

社会教育関係事業について説明します。資料の83ページをご覧ください。

一つは、学習教材と啓発資料の整備ということで、学校、地域社会、職場等で人権について学ぶことができるように、学習教材とか啓発資料を整備するもので、視聴覚教材としては、そこに掲載しておりますとおり、21年度末で、16ミリフィルムで199本、ビデオで287本、DVDで11本保有し、貸し出しを行っています。

資料の84ページです。

森と小川の教育推進事業ですが、これは南丹市にあります「るり溪少年自然の家」と南山城村にあります「南山城少年自然の家」を活用して、自然の中で障害のある子どもと一緒に共同生活を行う事業です。

資料の85ページです。

京のわくわく体験推進事業ですが、京都府の独自事業で、人間性豊かな青少年の育成を目指して、障害のある子どもと一緒に、地域でさまざまな体験活動を行うこととしています。平成21年度は、六つの市町教育委員会から推薦がありました団体等に委託して、学校や社会教育施設等を活用しながら、伝統文化に触れるなどの京都らしい体験活動が実施されたところです。

資料の研修事業の方をご覧ください。資料1-2です。

資料の1、2ページが学校教育に関することで、一つは総合教育センター、もう一つは各学校でさまざまな人権問題について系統的に教職員の研修を行っています。

3、4ページは、社会教育関係の事業であり、人権教育の指導者研修会として、市町村の社会教育主事や社会教育指導員等の指導者の養成に向けた研修を実施するとともに、5つの教育局で人権教育の行政担当者協議会を行いながら、各市町村の交流を行っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次は、知事直轄組織知事室長グループからお願いします。

○事務局

知事直轄組織知事室長グループ広報課です。

資料1-1の1ページをご覧ください。

所掌事務の広報課分については、一つ目の広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人

権啓発、二つ目の府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請です。

課題としては、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要と考えています。

取組の方向としては、実際に生じている問題も踏まえ、各種広報媒体を活用し、人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行うこととしています。

具体的な取組については、3ページから紹介しています。

まず一番上、メディア関係者に対する働きかけとして、現在、府政記者会に17社、36名が加盟されていますが、その府政記者の入れかわりがありますので、人事異動の都度、新京都府人権教育・啓発推進計画の趣旨を説明して、人権に配慮した取材・報道を要請しています。皆さん御理解いただきまして、人権に配慮した取材及び報道がなされているものと認識しています。

「きょうと府民だより」ですが、8月号と12月号で人権についての特集を掲載していますが、読者の方からは、「人権について今まで以上に深く考えるようになった」などの意見が寄せられており、府民だよりの記事が人権について主体的に考える契機の一つになっているものと認識しています。

府民だよりについては、昨年8月号までは、京都市内は各御家庭のポストに配布し、その他の地域については新聞折込みをしていましたが、昨年の9月以降、山城地域の8市町についても、各御家庭の郵便受けに直接配布しています。

資料の4ページからは、テレビ・ラジオ等の電波媒体の広報事業についての報告です。

まず、テレビ番組ですが、8月に、「月イチ☆きょうと府」という、毎月第1日曜日のお昼に放送しております30分番組で、人権強調月間の取組を紹介しています。11月には、「旬感☆きょうと府」という、毎週木曜日と金曜日に5分間放送している番組で、京都ヒューマンフェスタ2009の模様をお伝えしました。

それから、テレビスポット放送ということで、5月の憲法週間、8月の人権強調月間などに30秒のCMをKBS京都テレビで放送しています。

次のページからは、ラジオ番組です。5月、8月、9月、12月に、「きょうとほっと情報」という番組で14回、「Kyoto Prefecture Public Line」というFM放送で5回、人権についての番組を放送しています。

6ページの上段は、「Kyoto Prefecture Eyes」といって、職員が出演して、人権問題に関する府の取組をわかりやすく説明しています。

下段は、FM放送でのスポット放送。

7ページについても、12月の人権週間をフォローする形で集中的にスポット放送を実施しています。

広報課については以上です。

○座長

ありがとうございました。

○事務局

引き続き、国際課から説明いたします。

資料1-1、8ページから10ページまでが国際課所管の事業です。

国際課については、外国籍府民及び留学生の支援という事業を所管しています。特徴的なところを説明します。

8ページのところですが、三つとも事業は、昨年度、20年度から引き続きの事業ですが、一番上の外国語生活ガイド作成については、京都府国際センターのホームページを通じた情報発信、生活情報の提供ということです。21年度にホームページをリニューアルして、より見やすい画面となるように工夫しています。

9ページの外国籍府民共生施策懇談会ですが、これについては後ほどの報告事項のところの説明させていただきます。

京都地域留学生住宅保証制度ですが、これについては平成13年度の創設以来、右肩上がりでも利用数が増えてきており、京都へ留学される学生の7割以上が民間住宅に入居しなければならないという住宅事情の中、ニーズが高く、利用が非常に伸びている事業です。

続きまして、10ページです。

外国人研究者・留学生等のための居住支援の関係です。1と2に分かれておりますが、双方とも府営住宅を活用して、留学生等の支援を行っているものです。

双方とも非常にニーズが高くて、実質100%以上の需要があるものの、ただ、留学生等の方に限らず、日本人の方も、住宅・経済状況を踏まえて、府営住宅等の需要が高まっているということで、留学生等の方のためだけに戸数を増やすということは、なかなか府全体の中でできない事情があり、そこが一つ課題と認識しています。

防災ガイドブックの作成ですが、これは21年度の当初の計画のところにはなかったものですが、京都府国際センターにおいて、21年度の途中に企画、実施したものであり、外国から来られたところで、日本とは違う災害、地震が少ないところとか、そういうところから来られた方に、災害に対する基本的な知識などをお知らせする冊子として、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

に加え、やさしい日本語というバージョンをつくりまして、府内各市町村の外国人登録の窓口等で配布していただいて、防災のための支援しているという事業です。

以上が知事直轄組織の知事室長グループの実施状況です。

○座長

どうもありがとうございます。大事なところは報告に含めていただけたらと思います。

次、お願いします。

○事務局

それでは、京都府職員研修・研究支援センターから報告をさせていただきます。

資料の1-1、11ページをお願いします。

職員長グループ、職員研修・研究支援センターの所掌事務については、府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のための研修を実施しています。

センター研修として、職務基本研修、実務支援研修、能力開発研修、人権研修を実施していますが、人権研修については、そのうちの職務基本研修、人権研修が対象となります。

公務員である京都府職員は、人権意識の理解を高め、職場の業務あるいは地域社会の活動において人権問題について実践を行う、そういうことができる職員を養成していくことが極めて大切と考えています。そのために、職員研修センターで行う人権研修はもちろんのこととして、それぞれの部局、広域振興局等で行う職場人権研修への支援や自己啓発としての研修情報の提供を行っています。

具体的な研修については、資料1-2をご覧ください。32ページからが私どものほうで実施している研修です。

32ページについては、職務基本コースで実施している研修を掲げています。新規採用職員から1年目あるいは3年目になる職員や、役職などで指名をしております職員に対して実施をしております。それぞれ基本研修ですので、カリキュラムの中で人権問題についての研修を入れているというものです。

33ページに、各部局、広域振興局、職場ごとに取り組んでいただきやすいように支援をするという考えから、人権問題職場研修指導者や主任に対する研修を実施しています。

センターが実施いたします研修もありますし、それから世界人権問題研究センターが行われている研修が多々ありますけれども、その研修やフィールドワーク研修にも指導者、主任が参加させていただいています。

34ページは、全職員を対象として取り組んでおり、特別研修として位置づけているものです。こちらのほう、7回実施をしていますが、うち2回については、北部の宮津あるいは舞鶴で実施しているものです。それ以外は、京都市内で5回実施しております。1回コースについて、一人あるいは二人の先生方からお話をいただくという形で実施しています。講義がどうしても中心になりますが、研修によっては先生からの講義をいただいた後、グループ討議をすとかワークショップをしていただくとかという参加型研修を取り入れながら実施しています。

35ページには、指導者研修を受講した指導者なり主任がそれぞれの職場に戻りまして、自分たちで企画実施しているものが、職員人権問題職場研修として位置づけているものです。こちらのほうは、ほぼ8月から大体2月、3月ごろまでの間に、それぞれの職場ですべての職員が参加できるようにということで、実施回数も2回以上、あるいは部局だけに限らず、関連する業務については、他部局が実施します研修にも、情報交換をしながら参加するという形で、全職員が年に一度は必ずこの職場研修に参加するような体制を整える中で実施しているものであり、この研修においてもグループ討議ですとかワークショップなど、さまざまな参加型の手法を活用して実施しています。

それから、人権研修ノートについては、これらすべての人権研修の受講時には、この活用についての普及を図っており、今後とも過去研修の自己検証をしながら、体系的、効果的な研修の実施に努めていきたいと考えています。

以上で当センターの説明を終わります。

○座長

ありがとうございます。

では、総務部からお願いします。

○事務局

総務部です。よろしく申し上げます。

総務部の実施状況について、資料1-1、15ページをご覧ください。

総務部の人権啓発の主な事務としては、個人情報保護の推進です。依然として事業者から個人情報の漏えいが発生しておりますし、一方で個人情報に対する過剰な反応も見られています。個人情報保護について正しい理解が進むよう取り組んでいます。

平成21年度の取組ですが、17ページをご覧ください。

啓発の取組としては、引き続き制度の目的や内容、個人情報の取り扱い事例などについて、府のホ

ホームページでの掲載やパンフレットの配布などにより、啓発しています。

また、昨年11月26日に、消費者庁と府の共催で、府民の方々や個人情報に関心の高い団体の方々を中心に、個人情報保護法に関する説明会を開催しています。内容としては、学校、自治会における緊急連絡網などの作成配布、災害援助時要援護者リストの共有などといった具体的な事例を中心に説明会を開催しています。

次に、府公用封筒により啓発についてですが、府で作成している府公用封筒に人権啓発標語を入れています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

政策企画部からお願いします。

○事務局

政策企画部です。よろしくをお願いします。

資料は、19ページになります。

政策企画部では、府政の総合企画及び調整に関することを所管しており、関連では新京都府総合計画が所管です。

当計画は府の総合計画であり、平成13年から平成22年、今年までの10年間を計画期間としており、その中で同和問題、女性、子ども、高齢者などの人権問題を非常に重要な課題と位置づけており、その計画の進捗管理をする中で人権問題の解決に向けた取組を進めています。また、具体的には、財団法人世界人権問題研究センターへの支援に努めています。

具体的な事業の実施状況ですが、21ページをご覧ください。

先ほどの世界人権問題研究センターの運営助成ですが、平成6年11月に設立された財団法人であり、21年度で設立15周年を迎えたところです。理事長には上田正昭京大名誉教授に就任いただいておりますし、また、副理事長、所長には座長に長年務めていただいています。また、京都府、京都市、京都商工会議所が設立のときに出えんをしたところです。

このセンターは、人権問題などを総合的に調査・研究を行う専門的な研究機関であり、五つの研究部門を設けており、日夜、研究・調査活動を行っています。京都府では、このセンターの運営に対しまして助成を行っています。

センターでは、人権大学講座、人権ゆかりの地をたずねて、刊行物の発行、それからボランティア人権ガイド、さらに昨年からは各高等学校に出向きました出前講座の実施等に取り組んでいただいています。

また、設立して15年たったわけですが、独立した施設をつくるということが設立以来の大きな課題になっておりまして、いろいろな経緯の中で場所の選定も行いまして、今年、具体的には10月になるかと思っておりますが、現在の烏丸二条のビルから独立したビル、錦の室町の角のビルに移転をすることで現在準備を進めているところです。少しスペースもできるかと思っており、研究・調査の成果の還元ということで事業の充実に努めていただきたいということで、京都府も引き続き支援していきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

府民生活部からお願いします。

○事務局

府民生活部です。よろしくお願いします。

人権啓発推進室以外の府民生活部の概要について説明します。

資料1-1、23ページから32ページにかけて掲載させていただいています。

まず、府民生活部については、男女共同参画の促進、あるいは安心・安全なまちづくり、それから青少年の健全育成といった、府民生活に密接にかかわりのある課題について取り組んでいるという状況になっています。あわせて、府内の消防職員の方々に対する初任科教育あるいは初任科教育を通じた人権啓発、そういったことにも取り組んでいます。

所管事項に関する課題の認識については、特に女性、青少年にかかわる問題は、昨今非常に厳しいものが重なってきているということ、あわせて、そういったことがいろんな犯罪に結びついており、犯罪の被害者への支援も今まで以上にしっかりやっていかなければならない。それから、直接、府民の生活、財産を守るいろんな消防職員の方々をしっかり教育していく部分を担っているということで、引き続き気の抜けない状況で取り組んでいく必要があると考えています。

取組の方向としては、関係団体だけではなく、府民と直接協働して、いろいろな課題の改善に取り組んでいかなければならないと考えています。

具体的な事業の概要について、25ページをご覧ください。

まず、犯罪被害者等の支援活動推進です。

平成19年度に発足させました京都府犯罪被害者サポートチーム、このサポートチームの取組を中心として、引き続き官民の垣根を越えて総合的なサポート体制をとっていくというふうに考えています。

現在、安心・安全まちづくり推進課においては、専用電話による実際の被害者の方々からの相談に対応しているほか、社団法人であります京都犯罪被害者支援センターへ助成をする中で、そのセンター内でのフリーダイヤルの電話相談、こういったものも活用いただきまして、被害者御本人、あるいはその御家族の方、関係者の方々相談しやすい環境をできるだけしっかりつくっていくということに努めています。あるいは、それらの相談の対応に当たりましては、心情に十分配慮させていただいて、迅速かつ的確に対応できるように、関係団体と日ごろから情報交換を図りながら、個別具体的な案件を丁寧に対応しているところです。

それから、被害者を支えることの重要性というのは、社会全体で理解を深めていっていただく必要があるということですので、当然、市町村の担当の方々、こういった方々と連携するため、あるいは勉強するための研修会や講習会、こういったものを市町村と共同で進めているほか、21年度は特に中学、高校あたりの学生・生徒さんに向けても、「いのちを考える教室」を実際に実施させていただいて、地域レベル、住民レベルでの理解の促進を図ってきたところです。

次に、男女共同参画の取組の主なものですが、資料1-1の26ページから31ページにかけて掲載しています。

26ページ、KYOのあけぼのフェスティバルは、女性を取り巻くさまざまな条件の整備、それから男女共同参画社会をどうやってつくっていくのかといったことを積極的に啓発していくために活動されている女性を中心に、幅広い府民の参加と協力を得て実施しているフェスティバルです。あるいは、そのフェスティバルの中で、府内で活躍されている、功績の著しい女性の方々あるいは団体の皆さんを顕彰するKYOのあけぼの賞、こういったものを引き続き実施する中で、府民の意識啓発に取り組んでいます。また、府民の皆さんの学習研修の場として、KYOのあけぼの大学、あるいは国内の各種交流研修事業、こういったものに引き続き取り組んでいます。

資料には、21年度の取組としては掲載していませんが、今度8月9日の日に、男女共同参画センター、京都テルサにあります。そちらのほうにマザーズジョブカフェという形で、子育てをしながら働きたい女性の方々、あるいはひとり親家庭の方々のさまざまなニーズに応えられるように、子育てとか就業をワンストップで支援するセンターを設置して、さらに積極的に支援を進めていきたいと考えています。

28ページですが、女性の方々が抱えるさまざまな問題解決のために、相談・カウンセリング事業を実施しています。中でも特に、DV、ドメスティック・バイオレンスに関しましては、29ページにも特出しで項目を挙げていますが、まずDVサポートライン、専門相談の電話窓口ですが、これを平成15年度から実施してきました。これは、今度、平成22年6月からは、後ほど説明もあろうかと思いますが、家庭支援総合センターのほうに一元化して、より総合的な相談支援ができるように取り組んでいます。

それ以外にも、DVの防止啓発については、21年度、北部から南部にかけて3カ所で「DVを考える集い」、こういったものを開催させていただきますとともに、配偶者の暴力の防止、被害者の保護、自立支援計画に基づきまして、多言語で外国人の方にも御理解いただけるようなDV啓発カードを作成して、各所に配布しています。あわせて、若年層の、いわゆるデートDVの防止といったことに取り組むために、若者にもわかってもらいやすい、ビジュアルをはっきりさせたような啓発チラシなどを作成して、中高生あたりにもしっかり意識づけしていこうと取り組んでいます。

次に、青少年の関係です。32ページに掲載しています。

青少年の社会環境は、年々厳しいものがあります。京都府としては、引き続き青少年の健全育成条例をもとにして、あらゆる場面での環境浄化に取り組んでいきたいということです。従来からの有害図書指定、あるいは店舗への立ち入りなど直接的に社会環境をよくしていくという取組とあわせ、最近では、いわゆるインターネットを通じた問題が発生しており、府民の皆さんの意見を聞いて条例改正に取り組んでいる状況です。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

ここで10分ほど休みまして、残りをつけていただいて、大体それが終わりましたから、委員のほうの質問、コメントをまとめてお受けするという順序で進めたいと思います。

(休憩)

○座長

それでは再開させていただきます。

文化環境部からお願いします。

○事務局

文化環境部です。よろしくお願いします。

資料1-1、49ページをご覧ください。

文化環境部は、私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進やスポーツ及び生涯学習の推進に関する事務を所掌しています。また、府立医科大学、府立大学においては、府と連携のもと、公立大学法人において人権教育授業を実施しています。

具体的な取組については、51ページ以降です。

まず、人権教育資料の作成についてです。人権教育の指導や研修を進めていく上での教職員の方々の参考資料として、人権教育資料を5,400部作成して、府内の私立学校全教職員に渡るように配布したものです。

平成21年度は、平成20年に文部科学省が作成し、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」から、参考となる指導の在り方や実践事例を中心に掲載したところです。

続きまして、「京の府民大学」開設事業についてですが、府民の自主的な生涯学習を支援するため、府や府教育委員会、市町村、市町村の教育委員会、大学などが実施している生涯学習関連の講座を「京の府民大学」として整理、体系化して、インターネットで広く府民の皆様に情報提供しています。昨年度は、人権教育事業について32講座の情報を提供して、延べ3,705人の方に受講いただいたところです。

続きまして、52、53ページ、府立医科大学、府立大学の事業についてです。

府立大学の人権教育授業については、府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施しています。定期的に学習内容の見直しを行って、授業内容の充実・改善を図っています。

医大の人権教育事業については、医学科、看護学科の学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について理解と認識を深めるための講義を実施しています。

続きまして、資料1-2の研修事業、まず7ページですが、私立学校人権教育研修会を実施しています。また、8ページから11ページは、府立大学と医大において教職員や医療従事者への研修を実施しています。

38ページは宗教法人関係者人権問題研修会を実施しています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

健康福祉部からお願いします。

○事務局

健康福祉部です。よろしくお願いします。

55ページからです。

健康福祉部の所掌事務としては、保健・福祉・医療等、府民の命や暮らし、健康に直結した非常に重要な分野のことを取り組んでいます。したがって、人権の取組についても、女性の方、主にお母さん方が中心になるかと思いますが、子どもさん、高齢の方、障害のある方、それから患者さん等、いわゆる社会的に弱い立場にある方の人権を守る取組が中心ということで、非常に幅広くかつきめ細やかな対応が必要になると考えています。

具体的な取組については、57ページからになります。

まず、子どもの関係ですが、児童虐待総合対策事業。つい先日も大阪で痛ましい事件がありました。児童虐待防止は、極めて喫緊の課題です。11月の児童虐待防止月間中においては、主にオレンジリボンキャンペーン、こういったものを展開した取組をしています。

一例として、例えば京都地元のサッカーチームの京都サンガF.C.選手をオレンジリボンキャンペーン大使に任命、あるいは西京極のホームゲームでの啓発活動も行っていますし、それから鉄道事業者と協働した啓発、府内の鉄道事業者に対して、駅構内のポスター掲示の実施や、あるいは北近畿タンゴ鉄道については、もう一步踏み込みまして啓発車両を運行する、あるいは駅員にオレンジリボンを着用していただくといった取組を行っています。

57ページ、エイズに関する普及啓発事業であり、年間を通じた活動ですが、主に6月の検査週間、それから12月のエイズ予防月間等、時折のチャンスをとらえ、例えば研修会の実施やボランティアの養成をはじめ、特に若い方たちに対して意識を持ってもらうということで、学生祭典等での啓発、あるいは大学の学園祭で、学生さん自身の自主的な取組を促すといった事業も取り組んでいます。

58ページですが、ハンセン病対策啓発事業です。いわゆるらい予防法、こちらのほうについては、平成8年廃止ということで、もう10年以上たっておりますが、いまだに偏見あるいは差別が完全に払拭されているとはまだ言いがたい状況があります。こういったことから、現時点においても取組をしています。

具体的には、リーフレットの配布やパネル展の開催、あるいはハンセン病療養所入所者とのふれあ

い交流会で、岡山の邑久光明園へ府内からも中学生や保護者の方、地域の方を中心に参加してもらい、ハンセン病の方との交流を通して理解を深めていただくというものです。

58ページ、障害者関係の取組になりますけども、1点は障害者に関するシンボルマークの普及ということで、例えば車いす体験の出前講座や府民だよりでの広報、あるいはテレビ番組の広報を行っています。

59ページ、障害者関係のイベントを通じた取組ですが、障害者週間の啓発活動促進事業、それからスポーツ・レクリエーションフェスティバル、こちら丹波自然運動公園ですが、それから障害者芸術創造支援事業ということで「京都とっておきの芸術祭」、さらには60ページですが、全国車いす駅伝競走大会、それから社会参加促進事業、こういった数々のイベント等を通じて、府民の皆さんと障害のある方たちの触れ合いや交流を通して理解を深めるといったことを行っています。

60ページですが、身体拘束防止対策事業、こちらはいわゆる高齢者の方あるいは障害をお持ちの方が入所されている施設で、職員が行ってしまう身体拘束に対して人権意識の啓発を行っています。

入所者の方も、夜間徘徊あるいは自身の暴力行為等もあり、なかなか難しい側面はあろうかと思いますが、人権第一といったこと、そのあたりを繰り返し施設の職員に対して徹底していくといった取組を行っています。

61ページ、緊急自殺防止事業です。自殺ストップセンターを精神保健福祉総合センターへ10月から設置していますが、センターにおける相談体制、あるいは多重債務相談も含めた相談をしていますし、あるいは企業や団体、こうしたところへの研修講師ということで、臨床心理士の派遣といったことも行っています。

それから、発達障害者支援事業、あるいは発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業ということであり、それぞれ発達障害者支援センターにおける例えば個別の支援、あるいは地域における支援のネットワーク、啓発講演会等を府内の6カ所の圏域支援センターと協力しながら実施しており、発達障害の方、あるいはその御家族、それから地域の方、みんなで支え合うといった仕組みづくりをしています。

発達障害児については、主に保育所・幼稚園等で事業を実施していますが、こちらについても、保育所あるいは幼稚園等における相談事業、あるいは事後支援、さらには臨床心理士、保健師、こういった外から専門家の方をお呼びして、研修等も行っています。

62ページ、高齢者総合相談センターです。

高齢者の課題ですが、こちらについては京都SKYセンターに運営委託して、高齢者の方々、あるいはその家族の方々に対する悩み相談とともに各種の情報提供を行っています。

62ページですが、認知症総合対策事業ということで、一般的な高齢の方に加えて、認知症ということで、御本人あるいはその家族の方、地域の方がみんな安心して暮らせる、支え合う、こういったような環境づくりの取組もしています。

63ページですが、高齢者の権利擁護の推進、あるいは介護施設・障害者施設におけるサービス向上及び身体拘束防止対策の推進ということで、それぞれ高齢者虐待の実態調査、結果公表を行っており、介護施設や障害者施設の身体拘束防止対策、施設におけるサービス向上についても、同様に実態調査、あるいは事例集の作成により、同種の悩みを抱えていらっしゃる方々の情報共有、さらに処遇の改善といった取組もしているところです。

それから、資料1-2、人権教育の研修ですが、こちらについては資料の12ページから20ページです。健康福祉部門においても医療に携わる方、あるいは社会福祉関係の方、その他多くの関係団体の方に対しまして人権意識の高揚を図るということで研修等を行っています。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

商工労働観光部からお願いします。

○事務局

商工労働観光部です。よろしくをお願いします。

商工労働観光部の平成21年度の事業実施状況について説明します。

所掌事務等ですが、資料1-1、65ページからになります。

人権問題の関連事務としては、府内企業、商工団体の人権意識の向上と諸課題の解決を図る事務を所掌しています。

企業におけます雇用・労働環境、個人情報保護や事業活動について、常に人権問題の意識を持って対応することが必要との観点から、府内企業の代表者や商工団体の役職員を対象に人権啓発の取組を推進しています。

具体的な事業についてですが、資料の67ページからになります。

三つの事業を実施しており、一つは公正な採用選考の推進、二つ目には労働問題・労働相談の実施、それから企業・職場人権問題研修の開催ということを実施しています。

まず、公正な採用選考の取組についてですが、67ページ、募集・採用に際しては、応募者の適正、

能力のみを判断基準とする採用選考の実施と求職者の個人情報の取扱い等について、ポスター、新聞意見広告、テレビスポット等により周知・啓発を行っています。

企業・職場人権啓発推進事業については、研修事業として実施しておりますので、後ほど説明させていただきます。

資料の68ページをご覧ください。

中小企業の労働相談の実施ですが、京都テルサ内の京都中小企業労働相談所における21年度の労働相談件数ですが、1,332件、前年度6.6%増、非正規労働ほっとライン相談件数については193件、同14.3%増、特別労働相談件数は62件、同3.3%増となっており、有効に活用されているものと考えています。

研修事業については、資料1-2、39ページからになります。

39ページの企業内人権問題啓発セミナーですが、これは労働局が行う企業内人権問題啓発推進研修会及び学卒求人説明会と同時に、府内4会場で実施をしており、平成21年度は、参加企業1,554社に対して、人権意識の徹底を図ったところです。

40ページをご覧ください。

商工業関係団体役職員等人権啓発研修会ですが、府内企業の代表者、商工業関係の団体役職員を対象に、これも府内4会場で実施をしたところです。昨年度は333名の参加者を得まして、7割以上の参加者から「よかった」との評価を得たところです。

41ページをご覧ください。

府営工業団地に立地いたします企業の人事・労務管理職等に対する人権問題研修です。今年1月に長田野、綾部の工業団地が合同で実施をしており、立地企業の7割が参加しております。研修後のアンケート結果は、「よく理解できた」、「ある程度理解できた」と合わせますと、100%、また、研修内容を職場で活用したいといった意見もあり、効果的に事業に取り組んでいると考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

農林水産部からお願いします。

○事務局

農林水産部の取組について、説明します。資料1-1、69ページをご覧ください。

所掌事務としては、京都府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図るということと、農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進を図るということをしています。

所管事項に関する課題認識としては、農山漁村地域における日常生活の中で、人権意識を根づかせるために、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要であると考えています。あわせて、農山漁村社会における女性の能力発揮と評価される環境づくりなど、男女共同参画を推進していくことが必要であると考えています。

取組については、府内の農林漁業関係団体職員の人権に対する理解と認識を深めるために、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施していくこととしています。あわせて、農山漁村社会における女性の能力発揮のための活動支援なども行っています。

主な、具体的な活動内容としては、次の71ページですが、農林漁業関係団体役員人権啓発研修補助として、これについては農業協同組合、あるいは漁業協同組合なり森林組合が開催する人権関係の研修会あるいは啓発資料の作成に対して支援を行っています。

ここには記載されていませんが、女性の男女共同参画としては、府内にございます農業改良普及センターなどが、女性起業家に対するアグリビジネス創生塾とか、あるいは直売所研修会などで女性参画の支援を行っています。

研修については、資料1-2、42ページをご覧ください。

事業としては、農林漁業関係団体職員人権啓発研修ということで、これは以前から継続で実施しているものですが、先ほど申しました京都府内の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合の役員の方を対象といたします人権啓発研修を実施しています。

21年度については、今年の2月に京都市内と宮津市内の2カ所に分けて実施して、内容としては、「聴覚障害」ということをテーマに「生きるって素晴らしいな」という研修テーマに基づき講演をいただいています。参加者については365人ということで、おおむね各団体の職員の1割程度の参加をいただいています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

建設交通部からお願いします。

○事務局

建設交通部です。よろしくお願いします。

建設交通部としては、所掌事務ですが、道路、河川、住宅等の社会資本の整備を行っておりますとともに、建設業の許可、あるいは宅建事業取引の免許を取り扱っています。

その中で所掌事務に関する課題認識というところですが、建設業といいますと、地元の雇用を支える基幹的な産業であるということの中で、さまざまな方々が建設業に従事されているという、産業の規模としては大きな規模ですので、そういう方々に対しての人権啓発を行っていくという点が1点。

さらには、宅建取引事業者におかれましては、住居を紹介するという仕事ですので、住居というのは人が生活していく上で最も基本的な必要不可欠な要素です。これらについての観点から、宅建取引の公正を担うためにも人権啓発を行っていくと、こういう2点について取組を行っているところです。

資料1-1、75ページをご覧ください。資料1-2、43ページと44ページもあわせてご覧ください。

まず1点、建設業者の方の人権啓発に対する取組ということです。ただ、これについては研修を中心に事業を行っており、年2回、北部と南部で実施しています。

事業の目的・概要としては、建設業に携わっている経営者から従業員までの方々、多種多様な建設業者を対象に、建設企業を巡る人権問題について、講義形式で歴史的な背景から現在の状況まで、身近な具体的なアンケート結果を挙げることにより事業を実施したところです。

具体的な内容としては、講義を90分行い、啓発ビデオを上映、実施させていただいたということで、北部会場については114名、南部会場については17名の参加をいただいたところです。

もう1点、宅地建物取引業者への啓発事業です。これについては、昨年度、7会場におきまして研修会を実施させていただいたところです。宅地建物事業者の業界団体研修時に、基本的人権の尊重についての啓発指導を行わせていただいたというところであり、資料1-2、44ページに掲げてあるように、京都府の建築指導課長、あるいは土木事務所の担当次長なり室長が講師として出向きまして、宅地建物に対する基本的人権の尊重についての啓発を行いました。

あわせて、建物取引主任者における講習というものがありますが、これは5年に1回、講習を受けていただく際、この講習の会場において、あわせて人権問題の講習を行ったところです。

実績としては、その7回の研修会において参加者1,450名、建物取引の講習において2,297名の方が参加されましたをいただきました。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

警察本部からお願いします。

○事務局

警察本部の事業について説明します。

警察本部の所掌事務については、資料1-1、87ページをご覧ください。資料1-1の89ページから、研修以外の事業について記載してあり、大きく三つ挙げさせていただいています。

一つ目が、犯罪被害者支援として、犯罪被害に遭われた方に対する支援活動を挙げています。まず、被害者の支援として、被害者の手引き等を作成配布しており、支援の対象となる被害者等に対して配布しています。

次に、捜査過程における被害者の二次被害防止として、指定被害者の支援要員制度を設けており、警察署等に配置されている被害者支援要員が、犯罪被害発生時から必要に応じて被害者等にサポートをしています。

その他、被害者支援に係る体制の強化として、研修会等の実施や資料の配布により、犯罪被害者支援に必要な知識等を各職員に教育しています。

90ページですが、被害少年等に対する支援として、少年の相談事業の充実を図るため、面接相談や電子メールを活用した相談を実施しています。また、24時間対応の相談電話「ヤングテレホン」を開設しており、北部地域に対する対応としても、少年サポートセンターに配置されている臨床心理士が北部地域に赴き、相談等の対応を行っており、件数等は資料のとおりです。

サイバー犯罪対策ですが、関係機関と連携して、インターネット・セキュリティー対策学校連絡会等を通じて、サイバー犯罪の未然防止について啓発に努めています。また、サイバー犯罪に対する相談への対応としては、平成21年度中については2,564件を受理しています。

その他の研修については、資料1-2の22ページから31ページをご覧ください。犯罪被害者支援の研修会を中心として、警察学校における採用時教養、障害者の心情に配慮した手話講習、そのほかに児童虐待研修等を実施しています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

非常に多岐にわたって、例えば今の警察関係ですと、犯罪被害者支援としても、犯罪被害者支援セ

ンターが組織としてあるので、そういう横の協力関係、リンクがどうなっているのか知りたい。報告が随分多岐にわたりましたので、今日は委員は少ないですが、それだけ時間がありますから、気付かれたことから質問ないコメントを自由をお願いします。

○委員 一つは、今回受け取らせてもらった資料の資料1-1が研修事業以外になっていて、資料1-2が研修事業と振り分けられているのですが、研修事業以外のところに結構研修が入っていて、どういう形でこれをつくったのかというのが不思議でした。それぞれの課にとって人権研修という概念が少し違うのかなと思ってしまいます。ぜひ京都府の中では、人権啓発推進室を中心に、これは研修で、これは研修事業以外で大事なところというすり合わせをしていただけたらと思いました。

また、全体を読ませてもらって、例えば研修事業以外というところで、広報課の資料の1-1の7ページで、事業に対する、ほとんど同じ評価をなさっていて、「効果が得られているものと認識」という表現をしていたり、ほかのところでも人権意識が向上したという評価をしていますが、それに対して幾つかの部署では、アンケート結果の関係が60%こうこうこうだったとか、あるいはこういう声が上がったという形で、具体的に書かれています。誠実な答えの部分と、書けばいいだろうみたいな感じの書き方があって、具体的にここまではできていると書いていただけると、私たち懇話会としてはここまでは来たんだなと読めますので、ぜひ具体的な記述にしていきたいと思います。

逆に、評価ですので、これはできているけどということは書いていますが、これができていないということが書いてないですね。自己評価なので、できているところはできている、でもやっぱりできていないところはこうだという形で分析するのが筋かなと思いました。

もう一つ、相談事業ということがすごく進んできて、今回のいろんな総括の中にも相談事業のことがたくさん書いてあって、件数が書いてあるというのはなるほどと思いますが、問題は相談事業を受けて具体的に解決ができたかできないかということの問題があると思います。

相談事業でも、心の相談の場合は、受けること自体に意味があるという、そういう相談事業もあると思いますが、具体的に受けた結果、どちらかに回したとか、受けた結果、調整したとか、他部署と連絡をとったとか、相談事業が結局どうなっているのかということが見えないということで、どこそこという形ではないですが、少し気になったところです。

そういう意味で、例えば1-1の82ページになりますが、ほかの部署も同じことだと思いますが、これは京都府の教育庁ですが、教育相談という形で延べで4,340件もの相談を受けているということですが、例えばこの教育相談ということだと、物すごく大量なさまざまな相談ということになっていると思いますが、何かこの後ろに、相談を受けたからどうなったのかという内容を出していただきたい

と考えています。簡単に言うと、もちろん解決を目指して相談窓口を開いているわけですので、その解決に結びついているのか、結びついていないのかということがぜひとも知りたいということです。ほかのところでも、自殺ストップセンターもたくさん相談を受けていますが、だから自殺が減ったのかどうかというのもわからないかもしれませんが、気になりました。

それから、資料1-2の研修事業で、幾つかのところでは参加型の研修を行い、評価が高かったというふうに言及しているところが結構あったと思います。

これは、もちろん職員研修の研修事業などが一番そういう形で書いていると思いますが、公民館などを使った住民サイドでの参加型学習では、住民が恥ずかしいとか気おくれするとか、そういうことでなかなか参加型学習が普及しない、あるいは住民が参加型学習を嫌がるということを指摘されていますが、大学では一番評価が良いですね。もう学生は、きゃっきゃっ騒いでやっていて、「よかった」、「もっと受けてい」と言うわけです、もっと勉強したいという表現をします。だから、対象者によっては、あるいはもちろんそこに入っている内容にもよると思いますが、参加型のほうが学習意欲が湧くと思いますし、職員研修では、こういう場合にはどうするのかということであったり、その次どうするのかという参加型をやることによって腑に落ちる。人権研修というのは、ただ単にお題目として受けるわけではなくて、それを日々の業務に活かすことができるというような参加型の研修を広げていくことによって、少しずつそういう効果があるものと考えています。

そういう意味で、職員研修で参加型を行うことについてどういう認識かということについて質問をしたいのですが、幾つかこういう参加型をやったところの部署で、こんなふうにもっと工夫していきたいということがあったら教えていただきたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

質問がありましたら、まず受けて、まとめて答えていただけたところはまとめて答えていただくということにしたいと思います。

○委員

まず、啓発と研修が一緒になって書かれているのはどうかなと思うところがありました。研修は非常に大事だと思います。研修も、しかもプロを養成する研修に注目したいと思っています。

今、大阪で2人の幼児がネグレクトされて亡くなった。あのときに大阪市の職員が何度か訪問してますよね。新聞で見ると限りますが、大阪市の立場ではサボったつもりじゃなくて、まじめにやってお

られたと思いますが、結果として2人亡くなった。残念だったという言葉で総括されています。研修するのであれば、事例研修を徹底的に研修してほしいと思います。課題を共有していく、それぞれ研修だろうと思います。

ですから、京都府でも、いろいろな問題、課題を抱えていると思いますが、人権研修、座学ではなくて、いろいろな課題があって、それに対してどうしていくんだという課題を出して、どう対応していくというのをみんなで考えようという研修にしていきたいと思います。

京都産業大学には、犯罪被害者支援の先生がいらっちゃって、それは京都府警の警察官の方が学生と一緒に勉強したと、そういったことを実際されているというのを見てきました。

それともう一つ、サポートチーム、これ全国に先駆けてやられたもので、非常に注目すべきことだと思います。これがなぜすばらしいかという、おぎなりの研修をやってない。熱心な方を中心に、各市町村、市町の窓口に行って人間関係をつくって、その人を担当にしていって、窓口をつくっていくという、一つ一つ手づくりの研修をやっておられる。これはプロをつくろうという姿勢です。そういった方がいらっしゃるということがあるのです。そういう方たちが言いたいのは、そういう方たちを府の中で評価してほしいと、人事評価です。だから、マンパワーを大事にする組織になってほしい。それを育てる場所が研修であってほしい。研修は手づくりであってほしい。これからどんどんプロが求められていく時代だと思います。これは10人ぐらいが意識持っていても、そうではなくて、たった1人の深い意識を持って行動できる人のほうが絶対いいと思うので、そういったことをやってほしいと思います。

したがって、啓発とか教育事業の中身をそういう目で見ていきましたら、これだけではよくわからないです。表面をなでているようで、どう評価していいのかよくわからないところがあります。

例えば、自殺ストップセンターは国がやりなさいということで予算がついたのだろうと思います。なぜなら、いのちの電話があるわけです。それからもう一つは、例えばこれは受付時間がどうか気になります。NPOの人たちの働きで、自殺の個々のケースをきちんと見ていきましょうということ、国を始めようとしています。これもNPOの人たちが始めたことですが、それをやっていこうとしています。自殺ストップセンターがどういう形態かよくわかりませんが、つくれと言われたからつくるのではなく、そこのスタッフをきちんと育てて、プロになったら評価してほしい、そういう人事評価にしてほしいと思います。

○座長

ありがとうございました。

ほかに何かありますか。

○委員

地域で学校や地域と一貫した人権教育をしているところをもっと詳しくお聞きしたいです。

どのようなつながりを、仕掛けをしているのかが見えにくいので、少し教えてください。

それから、児童虐待で、大阪の一例から見て、ニュースとかで流れるのは、相談に行ったがとか、告知したけれども、その後の結果がというのが、周りの住民の苦しさというのもニュースで流れたとき、府民がそれをどこにどうやって伝えたらどのようなことにつながるのかというのを、子どもたちの痛みを感じれば感じるほど、苦しんでいる府民も多いと思います。そこへのアプローチというか、何かどこにどうつながれば、もっといろいろな工夫、こんな方法がありますよというような、何か府民に伝えるすべがないだろうかというのを思っています。

それから、いのちを考える教室は、3校実施されたというところを、子どもたちも命の大事さをわかってないということが多いので、これはぜひもっと普及してほしいと、お願いを含めて、これからの取組をどう考えているかお聞きしたいです。

以上3点です。

○座長

ありがとうございます。

具体的な質問としては、研修以外の事業のほうで、電話相談、それからそれを発展させてカウンセリングと。件数はわかりませんが、今の質問とか、具体的な内容がどういうものがあって、どういう結果が出たかという例でもいいので、それを言ってもらえると、1時間半聞いた意味が生きてくると思います。こうこうやりました、こういう数字がありますという次に、評価では、その将来像を説明してほしい。それへ向けての、もう少し有効なアドバイスのようなことが言えるのではないかと思います。

全般的な印象ですので、フェミニストカウンセリング、これは研修事業以外の28ページに数字がいろいろありますが、女性が抱える問題、そこに限定して申し上げますと、女性が抱えるさまざまな問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性にかかわる問題、複合的な問題についての相談、カウンセリングを実施したと。内容的に、一般相談は利用件数が1,852件、法律は90件ですが、それからフェミニストカウンセリングの利用件数が89件、それからDVサポートラインに至っては1,156件、労働相談も1,193件。評価は、女性に対する総合的な窓口相談として定着しており、女性の悩みの解決と社会参画に寄与しているということですが、中身がわからないと、それ

じゃあここはこうしたらもっとよくなるのではないですかということが言えない。より細かいデータがいただけるのでしたらいただきたいと思います。

いろいろ出ましたので、可能な範囲で、可能なところからお答えいただけたらと思います。

○事務局

それでは、よろしいでしょうか。職員研修・研究支援センターです。

委員から出ました参加型研修をどんなふうに行っているのかとのことですが、この参加型研修といえますのは、新京都府人権教育・啓発推進計画の中でも、参加型研修というものが効果的であって、取り組んでいくことが施策の方向として掲げられていることも1点ありますし、それから人権問題研修の事後には、アンケートを実施しており、どんな研修内容にするのが効果的だと思いますかという設問に対して、参加型とか、あるいは体験学習、現地研修というのが大変多くアンケート結果として出ていますので、参加型研修というのを多く用いていきたいと思って工夫しているところです。ただ難点は、1回の対象人数が少なくなるということが一つ問題と考えています。

それでも、職員が研修に参加して、実のあるものにしたいということで、21年度に特別研修で取り組んだ内容を説明します。22年1月27日に参加型研修を行いました。これについては、講師からグループをつくる設問をしていただいて、グループに入れられないような場合、あなたはどんなふうに感じましたかという、ワークショップ型の研修を実施しました。

それからもう1点は、22年3月2日に行った研修で、講義プラスグループ討議というのを実施しました。前半は先生からの講義を受け、後半はその講義に基づいて、こういったことが差別と考えるかどうか、それはなぜそういうふうにするのかということグループ内で討論をして、グループ内でまとめたものを、全員で情報交換をするという形をとりました。

やはり講義というのも、新しい知識を得られたり、それから自分が今まで学習してきたものを体系立てて学べたということで評価は高いのですが、参加型研修のほうがお客様のではなくて、自分のこととして気づくということについては大きな効果があると考えています。これからも参加人数等、工夫をしながら、こういった効果が、より高められるような手法を用いていきたいと考えています。

○座長

ありがとうございます。

他の部局もありましたらどうぞ。

○事務局

それでは、教育委員会のほうで、委員から質問がありましたが、電話相談等で受けますと、個人情報保護の保護条例があり、生命に及ぼすとか、法令に定められているとか、本人の同意がなければ連携ができないという状況があります。

その中で、教育委員会で、例えば本人の同意を得まして緊急的に対応したのが、学校とかいろいろなところと連携をとったのが28件という報告があり、その内訳としては、いじめがあったとか、メールの中で家庭内暴力があるというようなやりとりを受けまして、その改善に向けて取り組んで、その件については一定改善したと聞いています。

以上です。

○事務局

府民生活部です。

一つは、「いのちを考える教室」については、21年度は3校、宇治市の市立中学校、それから私立の高校2校、中学のほうは3年生を対象に、被害者の声を聞く事業という形で、遺族の話ですとか、それを踏まえたグループ討議、感想の発表ということを具体的に取り組みました。

それから、高校3年生を対象に、これは保護者の方にも入っていただく形で、これは一つは性教育、それから道徳、人権といったテーマについて、産婦人科の先生、臨床心理士の方から具体的な事例を説明いただく中で、グループ討議によって知識なり意識を深めてもらうという取組を一つしています。

それからもう一つの私立高校は、これは1年生から3年生まで、大講義的になりましたが、これもテーマ的には性教育の関係、あるいは道徳、人権という形で、そういう性犯罪の被害に遭われた方の具体的な事例、講話を出して、討論してもらい、各人がそれについてどう考えたかといったことを提出して、学校で次の道徳授業などに活かしてもらうという形で、モデル的に取り組みました。

これについては、引き続きほかの学校へも普及させて、できる限り数は増やしていきたいと思っておりますが、22年度、何校できるかというところは、今、調整しながらやらせてもらっているところです。

それから、女性の相談の関係ですが、一般相談だけでは、中身について確かにわからないと思えます。資料的なものが補強できるかどうかは人権啓発推進室と相談したいと思えます。

それからもう一つ、犯罪被害者の関係ですが、こちらについては、21年度95件、受理しています。これは延べですので、同じ人が何回か出られた部分も含まれていますが、基本的にはチームが受け取ったこの相談内容については、最終的にはほかの警察、あるいは市役所、区役所の具体的な福祉の窓

口ですとか、そういったところへ基本的には全部つないでいます。

95件の中で、引き続きサポートチームのほうが続いてその方の心理状況から落ちついていっていただくという形で継続して続けている件数が、そのうち26件まだあるという状況です。したがって、70件近くは、警察、それから区役所、市役所、府のほかの行政機関の窓口、あるいは弁護士会、法テラスのほうへの具体的な解決に向けた対応につなげていっている状況です。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

ほかの部局から何か。

○事務局

健康福祉部です。先ほど、児童虐待の関係で何点かお話があったかと思います。実は、大阪の事件を踏まえ、来週、関係者が緊急に集まる会議があります。各市町村に、要保護児童対策地域協議会があり、市町村や保健所等の行政関係者に加え、保育所や小・中学校、民生児童委員、警察、場合によっては医療機関、例えば、けがをしたとか言って、よく見るとあざができていた、そういったところからちょっとこれはおかしいなといった観点ですが、こういった方々が入った、協議会が市町村ごとにあり、これを束ねた形で、協議会の皆さんに集まってもらう、ネットワーク会議を開催すると聞いています。

この中で、大阪のネグレクト事件などについても、つかみ得る状況ですね、これを検証して、どういったような課題があったのか、どうすればよかったのか、そういったことについての意見交換があると聞いてますし、京都府内のいろいろなケーススタディーについても情報交換がされると聞いています。

それから、府民としてどうしたらいいのか、非常に不安であるといったような話がありました。今申しました協議会においては、児童相談所に加えて、地域の民生児童委員の方ですとか、あるいは自治会長さんとか、地域で中核をなす方との連携が非常に緊密にされていますが、では、仮に私自身も含め、それ以外の方がそういうケースに直面したときに、どうすればいいのか。

例えば、そういったようなケースに直面したときに、すぐに児童相談所へ行けばよいとか、あるいは近所の自治会長に相談しようといった行動にすぐに踏み切れるのかどうか、そのあたりの意識涵養が非常に重要であり、府民への啓発や周知が非常に大切な取組ではないかと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

警察は、犯罪につながることは扱わないということですが、犯罪を予防するのは警察の重要な機能であるはずで、それにつながるような情報は犯罪につながるから受け付けないというのは、本末転倒しているのではないかなと思います。せめて京都府警は、そういうものを受けますし、府の組織全体として、必ずしも警察に行く必要はないし、民生委員とか自治会長とか、チャンネルはいろいろあると思いますが、具体的に児童虐待あるいは痴呆症老人の虐待があると感じられたら、こういうところへ行ってくださいという啓発を普段から心がけていただくと、大阪のような悲劇は一つでも二つでも防げるのではないかなと思います。

○委員

先ほどどなたかが、相談のところで個人情報保護法があるので限界があるという発言をされました。ただ、緊急事態だった場合どうなのでしょう。緊急避難的にどうなのかと。

もう一つは、今、高齢者の所在不明ということがあって、その調査の限界が、やはり個人情報保護法、個人情報に踏み込めないというのを聞いています。これは、建前、要するに言いわけに使ってないのかなという疑念があります。

本来、個人情報保護法で個人の情報、人権を守るという側面がある、それによって逆に人権が壊されている、危機に瀕しているときに、それを盾に、守ることができないという事態が起きているのではないかなと思うのです。

例えば、災害時に高齢者を守るための名簿をつくらうとする場合、個人情報保護法があって、本人の同意がなければ名簿がつかれないということを建前にされてます。しかし、そうしたら老人が困っているときに助けに行くって、これ究極の人権を救済することになるわけですね。そういうことは想定されているのに、個人情報保護法があるからということでやめてしまう。ここは、やはり役所の方は非常に詰めておかなければならない、理論的に詰めておかなければならないし、実務的にも詰めておかなければならない。これはどういう検証をされているのかお聞きしたい。我々もそういうことをよく聞くのですが、どうも都合よく使われている気がします。それは法的にきちんと詰めているのかどうか聞きたい。

警察よりも行政がまずきちんとやるべきだと思います。すぐですね、困ると、行政のほうも警察に

行ってしまうことがあります。困りますと、最後に、要するに何とか警察にしてくれという。それは違うと思うのです。警察は令状主義で、令状に基づいて厳格にやるとで、そこは守ってほしいと思います。やはり市民社会というのは、最終手段は警察かもしれませんが、市民社会でできる部分は、きちんと社会のほうできちんとやっていく。最後のストッパーとして警察がやるというのが順序だろうと僕は思います。そこが崩れて、みんな警察さん、頼みますでは、それは違うのではないかなと思います。

お聞きしたいのは、個人情報保護法と人権を守るということをどのように府庁の中では検討されている、あるいは研修されているのか、その辺りの見解をお聞きしたい。

○座長

少し遅れていますが、大事な問題なので、後の報告で時間短縮していただきたいと思います。

それから、今、委員がおっしゃっているのは、要するに事実は法を破るという、極めて基本的な確言、法律がこうなっているから人の命を危険にさらしてもいいという理屈は、法的にも成り立たない。

答えられる範囲で良いので、府からお答えいただくことがありましたらお願いします。

○事務局

個人情報保護法の関係ですが、委員御指摘のとおり、そういったような問題はあるかと思えます。

私の手元に個人情報保護の仕組みというものを持っていますが、そちらのほうでも、第三者提供の制限に関するルールということで、民生委員、児童委員が、民間の事業者から活動に個人情報を受けられないといったような事例でありますとか、先ほどもお話にありましたような地震等の災害時に支援が必要な高齢者、障害者等のリストを災害等に関係者で共有することは可能ですかというようなことが、まさに質問として上がっています。その答えとしては、民生委員、児童委員は、おのおの法律に基づいて守秘義務がありますので、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいという解釈になっています。

それと災害時要援護者リスト、これはまさに行政組織の中で情報共有等が図られれば、そういうリストづくりも可能とは思えます。国の個人情報保護法上は、条例に基づいて適切なことができれば可能であるというような説明となっています。

以上です。

○座長

どの家に何歳のどの程度の認知症老人がいるということは、普段から知っておく必要はありますが悪用するのはよくない。わきまえとくというのは、それはもう常識中の常識と思いますので、それは一番、府民生活に近いところにある府の行政が、絶えずそういうものを準備しておかれるというか、あらかじめ備えておかれるということが一番最初にやるべきことではないかと思います。

○委員

今のことで、結局、個人情報保護の啓発をしている言われましたが、具体的に市町村なり住民サイドのところ、こういうことはやってもいいけど、こういうことは困りますよというガイドライン的なものが京都府の中にあれば、例えば今言ったような災害のときに民生委員がどういふふう動くかとか、そういうものがまだないから混乱すると思うのです。だから、そのようなことも宿題として総務部のほうで考えるのかどうか分かりませんが、考えていただけたらと思います。

○事務局

個人情報保護法なり個人情報保護条例も所管していますが、実施機関と勉強しながら進めていくということですので、また報告したいと思います。

○座長

ここで5分間だけ休憩をとりまして、残りの報告を受けることにしたいと思います。

今、いろいろ出た指摘は、我々から見たら半分ぐらいしか答えられていないので、ぜひ次の機会までもよいので、これについては、ここまではこうなっていますという情報を、できれば各委員にお寄せいただけたらと思います。

(休憩)

○座長

外国籍府民共生施策推進懇話会の開催結果について、家庭支援総合センターの取組について、「人権強調月間」における取組について。これは基本的に、我々が報告を受けるということですので、3分ぐらい、コメントするとしたら4分までは物理的には可能なのですが。テーマによっては、もう1分で済むものもあると思いますので、その辺、念頭に置きながら、まず「明日の京都」についての報告からお願いします。

○事務局

資料2です。A4の冊子をご覧ください。

政策企画部から、「明日の京都」ビジョンの中間案について説明します。

「明日の京都」については、前々回の懇話会のときに、まだ検討段階ですが、一定、報告をさせていただいたと考えています。それ以降、中間案について検討を重ねてまいり、現在この形までようやくたどり着いたということで、現在、府議会にも報告させていただいた後、一般の府民、住民の方の意見、パブリックコメントを実施している段階です。この後、9月にもう少しパブリックコメントを受けて、まとめたものをお出しし、最終12月の府議会で審議いただいて、できれば来年1月から新しい計画に入っていきたいと考えています。

簡単に考え方等を説明します。

表紙に、ビジョンの構成というのが書かれていますが、基本的に今回の総合計画については、今までの長期の計画、総合的な計画という方法を改めまして、4本柱で組み立てていきたいと考えています。

一つは、いつの時代になっても変わらない京都府政なり地域づくりの基本的な考え方をまとめたものを条例として決めていきたいと考えています。それが基本条例です。それから、10年ないし20年を展望して、京都府のありたい社会像を描いたものを長期ビジョンという形で決めていきたいと思っています。また、その長期ビジョンを実現するために、4ないし5年のスパンの京都府の具体的な目標、それから主要な方策を示す中期計画を決めていきたいと考えています。また、中期計画と並ぶものとして、京都府の各地域の振興計画として、四つの地域振興計画を決めていきたいと思っており、この4本柱を今後の京都府の総合計画として機能させていきたいと考えています。

そのうちの、まず基本条例について、その概念図を掲載させていただいています。ごくシンプルな理念的な条例というものを想定しており、ここで京都府の行政運営のあり方、あるいは地域づくりのあり方について決めていきたいと考えています。

基本的な考え方のところは、条例制定の背景なり条例目的等を定めていきたいと思っていますが、特に条例制定の基本となる考え方を書いています。その中で、一つは府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重、また、府民が主役となる住民自治、これを基本にしていくことを明確に示しています。それから、こういった考え方を府民合意のもとで条例という形で制定するということをうたっています。

また、基本理念を三つ掲げており、一つには、人を大切にし、人がつながり、支え合う、心豊かな社会づくり、二つ目には、府民自ら主役となり、地域の魅力を高める自立した社会づくり、三つ目に

は、多様な主体がともに役割を担う社会づくり、この三つの理念を掲げておりますが、特にこの中でも、一番上に掲げております人を大切に、人がつながり、支え合うということが一番中心となる理念というふうに決めていきたいと思っており、条例制定の基本的な考え方である一人ひとりの尊厳や人権の尊重が大切にされるといったことを理念で表現したものです。

また、この基本理念を実現していくための行政の行動原則ということを決めており、そこには府民が起点となり、府民が活かされる府政運営など、四つを決めています。

また、こうした基本理念なり基本原則を担保するものとして、知事やその他執行機関の責務を決めておりますのと、またもう一方の府民の代表である議会との関係について、この条例で決めていきたいと考えています。

具体的な制度や手続は、既に京都府のほうで条例、要綱等で決めておりますので、そういったものをこの条例と整合性を持つように、これから点検作業を進めていくことになると考えています。

次からの長期ビジョンについては、担当の課長から説明します。

○事務局

3ページをご覧ください。

長期ビジョンについては、10年、20年先を展望した社会像ということで書いていますが、10年、20年後の社会像の一番上のところに、まず人に着目した社会像ということで、個人の尊厳と人権、多様な価値観・生き方が尊重され、だれもが豊かな人間性をはぐくみ、自立と自分の夢の実現に向かって力を開花させることのできる幸せ実感社会ということ、まず一番先に、目指す社会像として掲げています。

個々の内容については、中期計画の中で具体的な方策を書き上げていくという形をとっています。

5ページ以降が中期計画であり、今後四、五年間の間に具体的に何を目指してどういうことをやっていくかということを書いていきます。子どもの人権、あるいは女性の人権、そういった個々の問題については、この中のそれぞれの分野のところに出てまいります。大きく全体を集約した形で、9ページをご覧ください。

地域共生の実現という柱立ての中の上から二つ目ですが、このところの一番上に人権尊重という項目を設けまして、同和問題を初めとしてさまざまな人権問題が依然として存在をしているという認識、それからインターネットの普及など新しい人権侵害の問題が増えているといった課題認識のもとに、それぞれ10ページに対応方法を書いていきます。

現在、こういった方向に基づきまして、具体的にどういうことを目標に掲げて何をやっていくかと

いうことを中期計画の中身としまして検討を進めているところであり、その内容については、今後、8月、9月の段階でまたお示しをしたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

コメントは、後に全部回すことにして、次は新京都府人権教育・啓発施策推進計画の浸透状況調査について、お願いします。

○事務局

それでは、新京都府人権教育・啓発施策推進計画の浸透状況調査について説明します。

懇話会としてこういった状況調査が必要だという意見をいただき、私どもで実施すべしという方向で検討しました。これから詳細については検討をしていかなければなりません、京都市を除く京都府内の20歳以上の府民を対象にした郵送によるアンケートで浸透状況調査を実施しようというものです。

基本的には前回、平成13年ですが、これと経年比較できるような形、さらには、その後の新たな状況がさらに反映されるようなものになればというところで検討を進めていきたいと考えています。

今年度中には、大体のスケジュールですとか対象項目の決定などを固めてまいりまして、来年度に調査の実施というところで進めてまいりたいと考えています。

また、内容については、懇話会でまたいろいろ説明しながら決めていきたいと考えています。

資料3-2については、前回も同じものをつくりましたが、前回、委員の欠席も多かったということで、改めて添付しました。平成13年度に実施したときの概要をまとめたものです。調査そのもののイメージをお持ちいただけるよう参考資料としています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

外国籍府民共生施策懇談会についてお願いします。

○事務局

国際課です。資料4は外国籍府民共生施策懇談会の報告書です。

本懇談会については、平成20年度から設置して、21年度、2年度目を迎えたものです。

委員構成としては、6名の学識経験者の委員と10名の公募委員で構成をさせていただいています。

あと、オブザーバーとして、国際センターからも参画をしていただきまして、より多くの意見をいただきながら、この報告書を取りまとめています。

懇談会の目的として、外国籍の方が安心・安全に暮らしていくための諸課題を把握するために、御意見をいただくという趣旨で設置しています。

平成21年度の懇談会においては、各委員から意見をいただき、資料の2ページと3ページのところに懇談会の意見のまとめを書きました。大きく2点あり、外国籍府民への効果のある情報伝達に関すること。これについては、行政なりいろいろなところから様々な支援があり、外国籍府民のための情報が提供されているけれども、受け手側として十分それが効果的に伝わっていない部分が結構あるのではないかと。いわゆる受け手側に立った情報発信に留意してほしいということです。

また、コミュニケーションのためのネットワークづくりですが、これについては、特に外国から日本の方に嫁いでこられて主婦になられた方を中心に、夫や子どもは職場や学校で日本人やその他の方々と交流する場がありますが、基本的に主婦で家庭におられる方は外部との接触の機会が非常に少なく孤立していくケースが多いという意見、課題があるのではないかと意見を多数いただき、報告書にまとめています。

これを受けまして、施策に反映させていくことに当然つながっていくわけですが、個々の意見について具体的にという形ではなくて、根底には、当然のことながら安心・安全に暮らしていくために支障が生じているという思いからの意見ということでもありますので、そういうことを念頭に置いて、外国籍府民の支援の施策に取り組んでいます。

少し具体例を示しますと、先ほど前半で説明させていただきました防災ガイドの作成、このときには、多言語は当然のことながら、やさしい日本語、日本語が不十分であっても、日本で生活していくには、やはり日本語に精通していただくということが非常に重要なことですので、いわゆる日本語習得の支援、やさしい日本語での情報提供に努めています。

また、各地域の市町村や国際化協会、外国籍府民の支援団体などの育成、体制を充実することが、結果として外国籍府民への支援につながるということで、例えば最近創設された京丹後市に国際化協会がありますが、ここで日本語教育を進めていくためのボランティアの育成講座を開催したり、今年度に入りましては、国際センターで開催している生活相談、多言語の生活相談ですが、これに新たにフィリピンの方を想定してタガログ語の生活相談を開始しているところです。

また、安心・安全、いわゆる災害等緊急時の支援ということが、先ほど高齢者が災害時の弱者という話がありましたが、日本語が十分でない、日本の社会習慣に慣れていない外国籍の方も、阪神大震災のときの教訓もあり、災害弱者として避難所に到着するのが遅れてしまうと、もう入り切れないとか、そういう現状がありますので、阪神大震災の支援に関わられたNPO団体の方に来てもらい、各地域で市町村の消防の方とか国際化協会の方を対象にした研修会を実施しています。また、今年度は実際に外国籍府民を対象とした避難訓練の実施を取り組んでいく予定にしています。

以上です。

○座長

家庭支援総合センターからお願いします。

○事務局

資料5とリーフレットを使い、説明、報告します。

昨今、今、児童虐待等といろいろな事件が起こっているところですが、児童虐待とDVが複合的に起こったり、あるいは引きこもりや不登校、非行の背景に児童虐待があったり、あるいはそれぞれの相談者のベースに障害等がありますので、相談の中身そのものが複雑化、多様化しているのが現状です。

その一方で、私ども京都府が所管している相談所は、それぞれ児童相談所、DVについては婦人相談所のところに配偶者暴力相談支援センターというのを付与して、また、身体障害者更正相談所、知的障害者更正相談所と、それぞれで相談を受けていたということで、相談者の方がそれぞれのところに来ていただくというのが現状でした。

これではなかなか府民目線に立った相談ができない、相談そのものが家庭内で複雑に起こっていることから、この4月に家庭支援総合センターの中で家庭問題としてワンストップで総合的に相談体制をとっていきこうと、四つの相談所を統合して、家庭支援総合センターをこの4月に設立しました。

あわせて、5月の定期人事異動のときに、引きこもりについては、精神保健福祉総合センターで引きこもりの専用相談を実施していたところですが、この家庭支援総合センターに統合して、機能強化と、それから男女共同参画センターにありましたDVサポートラインについても、6月にセンターに統合して、DVに対しての体制の強化を図りました。

リーフレットをご覧ください。

新しい建物であり、3階建てです。1階のところは相談機能を持っており、2階のところは児童相談所の保護部門、それから婦人相談所、DV等の一時保護の部門という形で、2階のところに保護部門

を持たせています。3階については、母子生活支援施設、下側に吉田母子寮というのがありました。これについては大変老朽化が激しかったということも含め、当センター3階の部分に合築し、DVの方の相談から一時保護、自立支援という形での一貫した支援体制をとれるように整備したところです。

あわせて、府警本部の少年課が所管しております少年サポートセンター、これについては非行ですとかヤングテレホンとか、警察で相談部門を担っていただいているところですが、これについても3階のところに合築する形をとり、非行問題についてもこれからいろいろ連携して支援体制を強化したいと考えています。

児童相談所そのものは、もともと京都児童相談所と、それから宇治と福知山ございます。5月の定期人事異動にあわせて、家庭問題に総合的に対応していきたいということで、両児童相談所のほうにも総合相談とDV相談を付与して、南部家庭支援センター、北部家庭支援センターという形をとり、ワンストップでそれぞれのところでもとっていききたいと考えています。

当家庭支援総合センターのほうは、この3所の中央機能を持っており、複雑な困難事案に対しての支援であるとか、児童虐待等で児童養護施設に入所されている児童に対して、早期の家庭復帰に向けた支援であるとか、あるいは京都府の職員、市町村職員等含めました人材育成への企画を持つ形を、センターは持っています。

開設して約4カ月、今現在、大体3,150件ほどの相談があり、一番多いのが、女性の相談、DVを初めとする女性相談で1,800件弱の相談を受けています。児童虐待を初めとする児童相談については、私どもセンターで465件の相談を受けています。

それぞれ所管する、管轄する区域が違いまして、京都市の区域も網羅していますが、女性相談と、新たに今回、相談窓口ということで、それぞれの専門相談以外のこともお受けするというので、総合相談窓口も設置をしています。これについては、京都市民も受け入れる状態です。

この総合相談のところでどういう相談があるかと言いますと、家庭内暴力、二十歳を超えられた方の家庭問題暴力や、少し変わったところでは、結婚詐欺とか、あるいは交通事故の相談、どこにしたらいいのだろうという問い合わせがあったりと、私どものところですべての問題が解決するわけではありませんので、関係機関、専門機関と連携しながら取り組んでいけたらと考えています。

統合したことによって、今までできなかった保護についても充実をしていきたいと思っており、縦割りに婦人相談、児童相談というのではなくて、組織として一つの相談という形で取り組んでいけたらと考えています。

組織が一緒になって4カ月ですので、まだまだ不十分な点もあるかと思いますが、家庭問題に関して、ワンストップでとらえていくように、これからも努力していきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

では、人権強調月間における取組について。

○事務局

資料6についてご覧ください。

8月が人権強調月間ということで、その取組について簡単にまとめています。既に終わっている事業もありますので、これからまだ続くものだけ説明します。

8月7日、8日、今度の土曜、日曜ですが、綾部市におきまして「ハートフルフェスタ in あやべ」というのを開催する予定です。また、今、実施中の街頭啓発、京都府内一円で実施をしています。

配付の資料の中に綾部のフェスティバルのチラシ、また、街頭啓発物品、種ですが、少し工夫をした種ですが、入れています。説明は省略させていただいて、またご覧をいただければと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

委員から、今、まとめて報告いただいた五つのテーマ、何でも質問、コメントをいただけたらと思います。

○委員

「明日の京都」で、基本条例のところの一番トップに、「人を大切にし、人がつながり支え合う」という表現がありますが、後ろのほうにも「人を大切にし、云々かんぬんの社会づくり」という表現なんです。文章的におかしくないかなとずっと思っていて、「人が大切にされ」ではないだろうかと思って考えたのが1点です。社会づくりにかかるのであれば、だれが人を大切にするのかとか、考えていたのですが、それがよくわかりませんでした。

それと、全体に大きな話ですが、「明日の京都」の6ページのところに、学びの安心と書いてあって、生涯学習のあり方が書いてあります。それと、10ページに、私たちに関連する人権尊重ということで人権啓発のことが書いてありますが、生涯学習という観点では、ぜひ成人基礎教育の充実という観点

を入れてほしいと思います。それは、10ページの人権尊重のことと関連しますが、マイノリティーな立場の方々、外国人とか障害者とか同和地区住民とか、そのの方々にとって生涯学習の基本というのが成人基礎教育という部分だと考えています。そういうエンパワーというか、マイノリティーな人の教育の保障という言葉がどこにも入っていないので、社会参画をするときの基礎基本の力として、成人基礎教育の保障という観点を、ぜひ、もう間に合わないかもしれませんが、考えていただけたらと思います。

ここは人権教育・啓発を考えるところですが、人権について考えるだけではなくて、人権としての教育、教育そのものが人権保障だという観点を、この会議では了解してずっと考えてきていただけたと思いますので、そういう人権保障としての教育という観点があまりここには載ってなかったのが気になったので、ぜひ考えていただきたいという要望です。

○座長

ありがとうございます。

ほかの委員もお気づきのことがありましたらどうぞ。

○委員

家庭支援総合センターに非常に期待しています。お聞きしたいんですが、向かいの東山署との連携はどうされてるのか、また、京都府の施設ですが、京都市民も対象になりますか。

それから、プライバシーの問題などその辺はどういうふうになってるのか、この三つをお聞きしたい。

○事務局

まず、1点目の東山署との連携の部分ですが、私どもの相談機関で一番安心でということに気を使わなければいけないのが、DVの被害者の方、加害者からのいろいろな嫌がらせを避けるために必要になってくるのですが、そういう意味では何かのときには助けていただけるという形にはなっていると思っています。入所されている方については、安心な形のベースをつくっています。サポートセンターと警察との連携でいきますと、相談の中身での連携がこれから強くなっていくと考えています。

それから、対象者の方ですが、基本的に京都市の方の相談は受けいます。ただ、権限を京都市が持っているものについては、例えば、児童相談所の所長が何かをするときには、京都市民は京都市になりますので、そういうものについては引き継ぎをさせていただかないと、府で京都市の子どもを措置

するということできませんので、そういう形の連携はとるという状態になっています。

それから、プライバシーの関係ですが、相談者の方で、待合のところでもなかなかお互いの顔が見えないような待合の工夫をしたり、あるいは、特にDVの被害者の方については、専用の相談室を準備して、顔を知られたくないとお思いの方もいらっしゃるし、逆に明るいところでの相談を希望される方もおられるので、相談者の状況に応じた形で、専用相談室を活用しています。

特に、専用相談室の方については、夜間の一時保護といいますか、緊急保護、DVの方については受け付けすることが多々あります。そういった意味でも、どんな方でもお受けできるような和室の相談室など施設を整備しています。

以上です。

○座長

府と市はお互いに連絡とり合って、ここでは受け付けません、市の施設へ行ってくださいという、そういう言い方じゃなくて、スムーズに対応できるようお願いしたいと思います。

○事務局

ワンストップでというのが基本理念ですので、京都市のほうとも定期的に連絡会議等開催する中で、きちっと連携をしたいと考えています。

○座長

委員、もし何かございましたら。

あまり委員から指摘がなかったのですが、総合センターは24時間開いている、それとも、5時になったら閉まるんですか。

○事務局

電話相談という形で、DVについては専用電話のほうは8時まで、虐待については電話相談については10時までお受けしている状態ですが、緊急の連絡という形で常に職員が張りついておりますので、DVの方の保護でありますとか、あるいは虐待の通告については、常にお受けできる体制になっています。

○座長

わかりました。

また、委員のほうでお気づきの点がありましたら、人権啓発推進室に届くようにお願いします。

では、マイクを事務局へお返しします。

○事務局

ありがとうございました。

事業実施状況については、十分お答えできてないところもございます。これは整理して、改めて整理し、まとめた上で、また委員にお返しできるようにしたいと思います。

いろいろ意見、本日いただいた部分は、建設的にとらえる意見もあれば、難しい点もあるかもしれませんが、毎回申し上げておりますが、入れられるものについてはすぐ入れるようにし、できないものについても少しでも改善していくような姿勢でこれまでも臨んでおりますので、そういった姿勢で、本日いただいた意見も各部局で反映していただけるように、フォローしながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。